

令和6年度第1回喜多方市総合教育会議議事録

1 日 時 令和7年3月13日（木）15:00～16:34

2 場 所 喜多方市役所 3階 第1会議室

3 出席者

(構成員)	市	長	遠藤忠一
	教育委員会	教育長	佐川正人
	教育委員会	委員	長田聡子
	教育委員会	委員	遠藤一幸
	教育委員会	委員	山口謙太郎
	教育委員会	委員	五十嵐裕子
(事務局)	企画政策部	部長	遠藤紀雄
	企画調整課	課長	長谷川仁
	企画調整課	課長補佐	横山武憲
	企画調整課	主査	佐藤康丈
	教育部	部長	佐藤茂雄
	教育総務課	課長	真壁由美
	学校教育課	課長	安藤裕明
	学校教育課	主幹・指導主事	大西健夫
	学校教育課	課長補佐・指導主事	五十嵐直登

4 協議事項

(1) 喜多方市立小中学校におけるいじめ・不登校の現状及び対応について

5 内 容

●事務局

ただいまより、令和6年度第1回喜多方市総合教育会議を開会いたします。
はじめに、遠藤市長よりごあいさつ申し上げます。

●遠藤市長

皆様こんにちは。今日は、令和6年度の中学校の卒業証書授与式ということで、私は遠藤委員と塩川中学校に臨席してまいりました。子どもたちの素晴らしい卒業式で感動で少しマスクを濡らしたところでした。そういった意味でもそれに反するような考え方、喜多方市立小・中学校におけるいじめ、不登校の現状及び対応についてご協議をいただきたいと思います。先ほども話しましたように、子どもたちの卒業式あるいは入学式を体験していますとそういうことは一切ないんじゃないかなというふうに思うんですけど、やっぱり奥深いものがあるんじゃないかなと思います。そういう意味では、市長部局と教育部局が一体となってこの未来を担う子供たちのためにしっかりと行政を進めていかなければならないと改めて感じています。

本日の会議を通じて、教育委員の皆様と十分な意思疎通を図るとともに、方向性を共有しながら、今後の教育行政にあたってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

●事務局

ありがとうございます。続きまして、早速3の協議に入りたいと思います。喜多方市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、市長のもとで議事の進行をよろしく願いいたします。

●遠藤市長

はい、それでは早速協議に入らせていただきます。本日の協議事項は先ほど申し上げましたように、喜多方市小中学校におけるいじめ、不登校の現状及び対応についてになります。

はじめに、1いじめの定義から4小中学校の不登校の現状について、所管課から説明をいただきたい。

●事務局

それでは、喜多方市小中学校におけるいじめ、不登校の現状及び対応についてご説明いたします。

配布資料1ページをご覧ください。なお、スライドでお示ししております資料は、概要となっておりますので必要に応じてご覧いただければと思います。

はじめに、いじめの定義についてであります。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しています。

次に、いじめの定義の変遷についてであります。

資料2 ページをご覧ください。時代が社会の変化、児童生徒の実態の変容により、いじめの定義は少しずつ変わっています。昭和61年度からの定義は、自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているものとされています。起こった場所は学校の内外を問わないとなっており、平成6年度からの定義では、学校としてその事実を確認しているものが削除され、いじめに当たるか否かの判断を表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことの文言が追加されました。

さらに、平成18年度からの定義では、一方的に、継続的に、深刻な、の文言が削除され、いじめられた児童生徒の立場に立つて、一定の人間関係にある者、攻撃等の文言について注釈が追加されました。いじめ防止対策推進法施行に伴い、平成25年度から、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあり、他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされ、現行の定義となっております。

資料1 ページ中段にお戻りください。具体的な内容としては、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすることをはじめ、金品をたかられるや金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり、パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことを言われることまで、様々な内容となっております。

次に、重大事態について説明いたします。いじめの被害を受けた児童等に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、この2つの項目のいずれかに該当する場合、重大事態とすることとし、対象児童等や保護者に寄り添った対応をしていかなければなりません。事実の確認がない場合でも、疑いがあれば重大事態ととらえ、次の調査段階に進まなければならないとしています。なお、相当の期間は年間30日の欠席を目安としています。

次に、3市小中学校のいじめの現状について説明いたします。

資料3 ページ、いじめの態様をご覧ください。こちらの表は、本年度の1、2学期認知したいじめの態様と件数及びその割合を示したものです。冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われるが208件中109件、割合として52.4%と最も多

く、次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが208件中36件、17.3%、仲間はずれ、集団による無視をされる13件で6.3%、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる12件で5.8%となっております。

資料4 ページ(5)をご覧ください。これらの現状を踏まえまして、いじめの未然防止に向けて、教育委員会では主に4点について取り組んでいます。

1つ目、定期的ないじめ実態調査による学校の実態把握及び支援指導。

2つ目、いじめ問題対策連絡協議会の開催。この協議会の主な取組内容は、関係機関の共通理解を図り、いじめ問題への取組を推進すること及び各関係機関の役割等について検討することにあります。

3つ目、各学校における学校いじめ防止基本方針の点検及び再確認の周知。

4つ目、市校長会におけるいじめの未然防止に向けた指導。これらの取組の推進を通しまして、いじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

次に、本市小中学校の不登校の現状について説明いたします。

資料4 ページ中ほどをご覧ください。令和6年12月末までの本市の不登校児童生徒数は、小学校で32名、中学校で58名となっております。なお、平成29年度から昨年度までの状況については、(3)これまでの状況の表に記載のとおりであります。不登校の児童生徒が年々増えている状態となっております。(4)をご覧ください。不登校改善等に向けまして教育委員会では主に3点について取り組んでおります。

1つ目、定期的な不登校実態調査による各学校の実態把握と必要に応じた支援指導。

2つ目、子どもの居場所づくりとして、喜多方フリースクールの設置運営、県教委の事業でありますroomF、こちらへの参加を通しまして、不登校児童生徒の居場所づくりに取り組んでいます。

3つ目、市校長会における不登校改善等に向けた指導。これらの取組を通して、不登校状態にある児童生徒の学びの機会を保障し、不登校状態が少しでも学校に足が向くよう取り組んでいるところでございます。

以上、大きな1から4までの説明を終わります。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●遠藤市長

いじめの定義と不登校の現状について説明がありました。委員の皆様からご質問等ありましたらお願いします。

●委員

小学校32名、中学校58名の不登校の児童生徒がいるとのことですが、いじめに起因して不登校になってしまった割合をわかれば。

●事務局

直接1名がいじめが原因で不登校になっている状況であり、友人関係でのトラブルということで調査項目があるんですが、そこに何か言われた、何かされて不快な思いをしたなんていうところが入っているというふうには思います。1番大きな理由は学業不振でございます。

●佐川教育長

年々、不登校の数が増えてきているなっていうのがこれで見とれるかと思うんですが、この数字を評価するために国県のデータを、千人当たりのデータを示していただければ、本市の状況というのがより客観的にわかるんじゃないかなと思いますので、そのデータを示してください。

●事務局

千人当たりの不登校の数ということで毎月出しております。喜多方市は小学校が15.5人、中学校が55人となっております。全国と比べてみると、全国の小学生が18.何人、中学生が58人となっており、全国よりは今の時点で千人当たりの出現率は下回っている状況です。

●佐川教育長

県のデータはありますか。

●事務局

すいません。今ありませんでした。

●遠藤市長

ないということは59市町村は出してないということですね。ちなみに会津教育事務所管内ではどういう状況になるか。

●事務局

会津教育事務所の方ではちょっと今出していないです。

●佐川教育長

辛うじて国県よりはちょっと少ないんですよ。それで安心していただける場合じゃないんですけども、やっぱりこれ、もう1件1件は大変な数字で、この1件に関わられた保護者の皆さんっていうのは、苦痛っていうのは相当なものでございますので、少しでも減らさなければいけないというふうには思いますが、幸いにして国県の統計よりはちょっと少ない状況ではあります。

●委員

これまでの現状を見てみると今後も増えていく感じなのか。

●遠藤市長

この数字の変化をどう見ますか。

●事務局

いじめにしましても、不登校にしましても増えているところでございます。学校の校長先生方とお話する機会がありまして、やはり、保護者の価値観もそうですし、お子さんの価値観もそうなのですが、やっぱり複雑多様化しているっていうのが非常に聞こえる声でございます。その事に丁寧に対応しているんですが、いろんな見方、考え方をする方が多くて、寄り添いたくともなかなか寄り添っていけないため、このような数字になっていると思っているところなのですが、どの学校さんも学習指導も一生懸命やっていたといううえに、こういうことにも気を使っていたいて、一生懸命やっていたいては伝わってきているところであります。

●委員

民生委員の主任児童委員の方で研修を受けたときに、逃げていいんだよ、無理して行かなくていいんだよ、というような指導をする。だから、そういう考え方がだいぶ世の中に回ってきているっていうのも不登校の増えている要因だとは思いますが、先ほどおっしゃったような多種多様な考えっていうのが、ここも表れているなど認識しております。

●事務局

先ほど申しました多様な考えが増えてきたという中にもそういうような考えがあると思います。我々が子どもの時のように、学校は行かなければならない、行くんだということで強く親にも地域の方からも言われていたんですが、今、そういうふうにはなっていないので、複雑多様化している社会の中においてやっぱり少し逃げ道も用意してあげないと、というような社会の流れっていうのは影響しているのかなと考えているところであります。

●遠藤市長

委員いかがですか。現場を経験しておられる方として。

●委員

もうちょっと前なので。いじめといたらいじめなんだっていう考えが出てきた頃だったんですが、そういたら全部、友達関係でも何でもいじめになってしまうっ

という感覚は不思議な感覚だになっていうふうに思っていました。

●委員

確認させていただきたいんですが、いじめについて相当の期間の日数の目安はあるんですけど、不登校については、不登校って言っても様々だと思うんですが、日数的にどれぐらいをカウントして挙げているのか。

●事務局

年間30日をもって不登校としております。

●委員

ちょっとお伺いしたんですけども年間30日というのは、風邪とか怪我とかそういう理由がなく欠席するのは30日以上ということによろしいですか。

●事務局

はい。

●委員

ちょっと私も少しちょっと気になったのが、本年の令和6年の現状で触れたんですけども、小学校中学校合わせて不登校が90名になっているんですけども、これはあれですかね、去年、一昨年と比べると減っているんですけど、これは3月までカウントが終わってないので少ない数字なのか、それとも、今年は減る傾向にあるのかってことはどうなんでしょうか。そこはデータの的に今年は少ないのか、それともこれから残り3ヵ月でまた出てくるので、結局合計としては110名を超えちゃうようになるのか。

●事務局

おっしゃる通り、12月末日までの集計でありますのでこの数字になっております。

●事務局

2月の時点で小学生が32名、中学生も58名で2月の時点で12月と同じ数となっております。

●委員

今までのこの何年かで見るとちょっと一時的に減少するというのは、それは偶然なものなのか、それとも学校の方で対応したことによって解決するケースが増えていくのかというのは現状わかりますか。

●事務局

学校さんの地道な取組というのはやっぱり数字に表れているんじゃないかなと思うんです。本当にきめ細かく対応していただいているところでもありますので、その効果が出ていると思いたい部分があるところでもあります。

●遠藤市長

私の方から、いじめ、不登校もそうなんですけど、校長会における改善に向けた指導ってというのは、どのくらいの頻度で、どんな内容なのか、大ざっぱで結構ですので、あと、その中で校長会の現場の校長からどんな課題があつて、行政とかあるいは教育委員会でこうしてほしいといった、そういった要望が具体的にあれば聞かせていただきたい。

●事務局

校長会は年5回実施しているところでございます。5回すべてにおいて、いじめ、不登校の話題、学校に対する願いはしているところでもあります。具体的には教育長の指示伝達の中で、学校教育課長の立場からお願いしたいこととして、そして、担当指導主事からも、もう少し実務的な部分で実際の対応について具体的な指示伝達でお願いしているところでございます。その中でやはり一人一人やっぱり様子、気持ちも違うものですから、それぞれ一応に指示をしたとしてもやっぱりそれぞれに子どもに応じて寄り添っていただくというのは、学校レベルでないとわからないところなので、その辺までやっぱり寄り添っていただきたいという話はしているところでございました。

次に、要望についてなんですが、要望についてはやはり学校の先生方に主になって対応していただいているんですが、やっぱりマンパワーの必要性なども要望として挙がっているところでございます。具体的には、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーの配置であったり、学校生活支援員さんなどのマンパワーの配置などについてはよく要望としてよく聞くところでございます。あとですね、福祉部局との連携なども学校から要望として挙げられているところでございます。

●佐川教育長

今、学校教育課長の方から5回の校長会についてございまして、必ず不登校、いじめについては校長先生方に事細かに依頼をかけております。そして、不登校は、とにかく早期発見、早期対応にスキルといいますか、ちょっとおかしいなと思っている1週間が勝負だと言われていまして、私も今までの40年ぐらいの経験で、本当に1週間が勝負でそれを越してしまうと、なかなか難しい場合が多くなるので、結局、ちょっとおかしいと思ったらすぐに連携をとって、そしてすぐに対応してください。そうす

ると何とかなる場合が多いです。それがちょっと1週間過ぎてしまいますとやっぱ根が張ってしまうともうずっとお休みになって、そのうち最初は原因が自分でもあったんだけど、そのうち長く休んじゃうと、俺、何で休んでいるのかなってというのが自分でもわかんなくなってくる場合もあるんです。そのうち昼夜逆転が始まるんです。要するに昼間は寝て、夜起きてというふうになりますと、もうこれはなかなか難しく何年も何年もかかってしまうということになりますので、まず、その生活習慣を元に戻して、ちゃんと学校に行ける時間に起きてとか、そういうふうな段階を踏むんですが、やっぱりこのいじめ、不登校の問題は早期発見、早期対応が1番重要だなと思います。

それから、福祉部局でレジリエンス教育というのを専門にしている方がおられて、要するに打たれ強い心を作ろうという簡単に言えば。そういったことを一小とで実際にやっていただいて、ちょっとしたことで挫けない心を作っていこうという指導も今やっている。とにかく、もう危ないと思ったら私なんかはいろんな連携ですね、学校だけではもう対応できなくなります。そうすると外部の機関ですね、いろんな機関と連携して、内部といろんな連携をとって進めていくしかないんですが、非常に難しい問題です。

●委員

今お話がありましたけども、長期化すると引きこもりってということにも繋がっている。今、義務教育の間ですから、このように学校も含めて丁寧に見ていただいたり、対応を考えていただいたりするんですが、これがずっと慢性化してしまっただけで引きこもりになってしまっただけで、中学校卒業前でこうなってしまうと本当にどこまで見てもらえるのか、どこまで関わっていただけるのか。そういう機会もどんどん少なくなると思うので難しいことだとは思いますが、中学校までの間で何とかしてあげたいので何か対応をというふうに思うのと、あと、居場所ということにもなると思うんですけど、ここにフリースクールとroomFというのがあるんですが、これは重複して見ていらっしゃる生徒さんがいらっしゃるのかお伺いしたい。

●事務局

2名ほど両方に登録しております。

●佐川教育長

roomFについて概略、新しい言葉なのでちょっと説明していただければと思います。

●事務局

roomFというのは、不登校の子どものためにということで、オンラインで繋がって授業を行うっていうことになっています。登録した子どもたちは、オンライン上に集

まることになっていて、そのオンラインの中で授業をしたり、どこかに出かけたり、映像を見て勉強したりとかっていうところをやっております。それが、中には自分の実名もちょっと出したくないという子どももいますので、アバター名で中に入ってやっているという子も、といいますか全員アバター名でやっております。

●佐川教育長

roomFって県内で7ヶ所だよ。指定を受けまして、喜多方市も県の方から指定をいただきまして、県教育センターからそこでやる先生がいます。オンラインで勉強をしていただける。そうするとこれは出席扱いですね。これに参加すると出席扱いになるんです。フリースクールもプラザでやっているんで、これに参加すると出席扱いになるんです。こういうのをもっと利用して、その中から失われたその人間関係っていいですか、そういうものを復活して、元に戻るって子どももいるんだよね。ですから、こういうのをまずは利用していただいて、もしなっちゃった場合ですね、こういうところからやっていただきたい。あと、れんがさんもね、居場所を作るような場所がありまして、そこで少しずつつながらして戻っていくっていうこともあります。今、いろんな支援の手だてを考えているところでございます。

●遠藤市長

NPOのれんがは今も委託しているんですよ。その辺、お話していただければと思います。

●事務局

れんがは市に2ヶ所ありまして、1ヶ所がれんが、もう1ヶ所がアイデミの2ヶ所ありまして、そこに指導員の方がいらっしゃいまして、土曜日もやっているということで、フリースクールは学習が中心なんですけど、れんがも学習をしながらまたそのいろいろ触れ合っているっていうように聞いております。れんがも出席扱いとなります。

●委員

最初の1週間が勝負ということを知ったんですけども、友人関係であるとか、先生との不和だとかそういうものだと多分初期の対応で上手くいく可能性があると思うんですけども、先ほど安藤課長から不登校の1番の要因は学業不振と伺ったので、学業不振だった場合、1週間対応した形で解決できるのかということちょっと難しいような気がするんですけど、実際その学業不振で不登校になっている子の割合ってどのぐらいいるかっていうのと、対応がどうなるかがちょっとわからないのでその辺りちょっとご説明いただけると。

●事務局

学校に行けている子は保健室や別室で時間を割いて放課後、先生方がいわゆるマンツーマンで授業、学習内容の補填をしてくださっている学校さんもあるようでございますし、タブレットを子どもたち持っておりますので、オンラインで学びを担保している学校さんもあります。あと、学校での学習内容をやっぱり届けてあげたい、ここまではやろうねとかそういう取組、上手く距離感を保ちながら、学習内容については補填してあげている学校さんも多いようでもあります。

●遠藤市長

企画の方でそういった連携とか、保健福祉部も入るんでしょうけど、子ども子育て支援関係の部分もあるんでしょうけど、企画としてはどんな連携をどういう形で持っていきたいという何か考えがありますか。難しいですけどね。

●事務局

そういった対応までは今のところは検討しておりません。

●事務局

マンパワー関係ですと、学校生活支援員さんを令和7年度は1名増員で予算の方は計上しておりますして、募集したところ1名増の分まで確保できた状況で、6年度よりは学校生活支援員さんは1名増えております。

あと、委員が先ほど義務教育後のことをおっしゃっていましたが、喜多方市では引きこもりの方を対象にユースプレイスという事業をヨークベニマルさんの2階をお借りして、居場所づくりっていうのを取り組んでいます。こちらも登録人数は2桁乗るか乗らないかくらいなんですけど、実際来ている方も片手なんですけれども、そういったことで義務教育を過ぎても喜多方市としては居場所づくりには取り組んでいるという実態もございますのでご理解いただきたいと思います。

●遠藤市長

ちなみに1名、新年度は増えるってことなんですけど、学校支援員は全24校の中で何名おられる。

●事務局

生活支援員を配置できない学校は4校でございます。

●遠藤市長

24校のうち4校。

●事務局

来年度、熱塩小学校統合されますので23校になります。

●佐川教育長

学校支援員のお話が出ましたので、校長会からの要望でマンパワー関係の要望で1番多いのがこれなんです。とにかく学校教育の先生をつけてくださいっていった、これは我々も死守したところでごさいます、今年も1名増員、昨年度から令和5年度から2名増員。これ毎年確実に1名ずつ今増やしているところでごさいます、お認めいただいているところでごさいます、校長会の要望には少し答えているところでもあります。これは校長先生方が切にお願いしているところでごさいます、確かに今、子どもたち様々な子どもたちがいますので、先生1人ではなかなか学級内の秩序を保っていくのが難しい状況でごさいます、こういう方がいらっしゃいますと非常にやりやすい。もし何か機会ありましたらその様子をですをね、委員はご存知でしょうから。

●遠藤市長

委員、ご紹介よろしいでしょうか。

●委員

山都中の数学Bに入っているんですが、6月から行き始めたんですが、6月は寝ている子たちがいっぱいいたり、あと、漫画を読んでいるような状態だったんですが、声をかけて、どうする、やる、やらないっていうと、やってもいいけど1人じゃできねえっていうんで、一緒にやろうと言うとやり始めて、いろんな段階を踏んできたんですが、今日卒業した子たちは、最終的には先生教えてっていうまでになって、何とかテストは0点じゃなく通過できたんじゃないかなっていう。だから学業不振を補っていくには先生1人では難しい。なので、いっぱいいるに越したことはない。

●遠藤市長

質問しづらいんですが、いわゆる発達障害とかそういった関係でいじめ、不登校になった事例は本市では見られないということによろしいんですかね。

●佐川教育長

あとでお示しします。

●委員

SNSを使ったいじめ、いわゆるLINEとかインスタグラムのコメントとかで誹謗中傷するようないじめの件数っていうのはおそらく増えてきていると思うんで

すね、利用率が上がっていますので。どのくらい増えているのか把握はされてますでしょうか。

●事務局

学校さんから生徒指導案件で上がってくるものは中学校の場合はほとんどSNS絡みです。件数は後ほど。

●委員

3ページのいじめの対応のところに書かれていますパソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされるとというのが12件に対して、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われるようなことが109件なんですけども、この109件の中にはもしかしたらSNS上でのものも含まれているのか、それともこれは対面に限ったもので、SNS上でのものはこのパソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされるに含まれるのか。

●事務局

1番目の冷やかしというものは、面と向かってっていうものが109件ということです。SNS上っていうのは下から3番目のパソコンや携帯電話でというところに計上しております。

●委員

意外とSNSでの悪口とかそういうのは思ったより少ないという認識でよろしいですか。

●事務局

全体としてはその数なんですけれども、学校さんが重く受け止めて教育委員会に報告してくる案件があるんですが、その中でやはりSNSでの割合が高いという回答でございました。

●佐川教育長

ほぼ中学生の場合には、このSNS絡みの問題が非常に多いです。びっくりするような内容のものが多く含まれているんですけど、犯罪ストレスです。犯罪っていう、もう1歩手前ぐらいのものが本人もそういう罪の意識ということはあんまりないんだよね。目の前が画面ですので、そんなの思っていないんだけど、やっていることはもう大変な名誉毀損だし、それに匹敵するようなことをやられてしまっている。警察の方もいじめ対策委員会の中で生活安全課の方は必ず来ていただくんですが、非常にもう犯罪と言ってもいいくらいなものを多くあげる。ですから、この問題を何とかし

ないと我々もいけないというふうに思っておりまして、とにかく我々としては教育じゃないかなと今のところ思っておりまして、もう小学校時代からやらしています。ですから、もうわかりきってないうちから保護者の皆様と一体となってこの問題に取り組んでいかないと、学校だけではちょっと実効性がやっぱり乏しいといいますか、やっぱり我々学校にいる間、やっぱり家の中でやらかしますので、やっぱり保護者の皆様と一体となってその問題に取り組んでいかないと、やっぱり実効性は上がらないだろうなど。家では9時以降はやられてないんですっておっしゃるんですけども、ある例なんですけども、夜中の2時まで何万件もメールを打ち続けていたってということもございまして、やっぱり保護者の皆様と我々が一体となって情報を共有して、この問題に取り組んでいかないといけないだろうなどというふうには思っているところがございます。なので、PTAのご要望なんかいただくときには、要望を受けると同時に、我々の方からもこれでこういう問題がありますので、PTAの方でも何とか取り組んでいただきたいというご要望を逆をお願いしているところがございます。

●遠藤市長

教育委員会も学校現場、保護者、PTAの方々、地域の方々、非常に一体となってやってはいるんですけど、言葉悪いですけどそこからこぼれてしまうっていう子どもをどういうふうにしたらいいのかっていう何かないかって思うんですけど、行政との関わりを含めてここにあります警察とか、このいじめ防止未然防止に向けた教育委員会の主な取組のところ、いじめ問題対策連絡協議会の設置というようなこと書いてありますけどこのメンバーは。

●事務局

喜多方市いじめ問題対策連絡協議会のメンバーですが、学識経験者、警察署、喜多方警察署ですね、福島地方法務局若松支局の職員、福祉部門として児童相談所、市の少年センター、市の保健福祉部社会福祉課、心理関係ではスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、医療関係におきましては、保健課さん、そして教育部門では、市の校長会、県立高校の校長先生、あと、市の生徒指導協議会と生涯学習課にも入っていただいております。

●遠藤市長

ありがとうございます。ちなみにどのくらいの頻度で、何か問題が起きたときに開催されるのか、それとも定期的に開催されるのか。

●事務局

定例は年2回実施しているところがございます。また、案件に応じて開催すること

も可能です。

●遠藤市長

他にありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、5喜多方市いじめ防止基本方針について及び6いじめの重大事態の調査について説明をお願いします。

●事務局

それでは続きまして、5喜多方市いじめ防止基本方針及び6いじめの重大事態の調査について説明いたします。

資料5ページをご覧ください。本方針はいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づきまして、平成28年3月に策定、同30年7月に改定されたものでございます。本方針には、いじめの防止に向けて、市、教育委員会、学校、それぞれの責務が示されております。

市の責務については、教育委員会と連携し基本方針等を定めること。適宜、教育委員会から報告を受けること。必要に応じて、教育委員会と連携すること。3つ目、必要な予算措置を講じること。4つ目、重大事態発生時の対応と4点が掲げられており、重大事態発生時のいわゆる有事の場合だけでなく、連携、方針策定、予算措置などの平時からいじめの防止に向けて関係を密にすることが明記されております。

また、教育委員会の責務につきましては、1つ目、いじめ防止等基本方針の策定と確実な実行。2つ目、喜多方市人づくりの指針の啓発。3つ目、必要に応じて学校を支援、指導すること。4つ目、家庭、地域、関係機関団体への助言、相談、情報提供等、実施。5つ目、市の取組状況等の公表。6つ目、市の取組状況の総括評価とその結果及び改善策の公表の6点が示されております。いじめ問題の防止対策を進めるにあたり、重要なポイントは教育委員会の平時からの連携であるととらえております。今後もより実効性のあるいじめ問題防止の取組が進められるよう、教育委員会としまして、関係市長部局との連携をさらに深めていかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定についてご説明いたします。

資料6ページをご覧ください。平成29年3月に策定されましたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが昨年8月に改定されました。この改定の背景には、重大事態の発生件数が令和4年度に過去最高となったこと、学校と設置者の連携不足により対応が遅れた事例があったこと等の事例がありました。今回の改定では、重大事態調査への学校や関係者の対応がより明確に示され、円滑で適切な調査の実施及びいじめの対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促しています。

改定のポイントについて、6点示されております。

1つ目、重大事態の発生を防ぐための未然防止。平時からの備えについて記載がされました。ここでは、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たすこと。重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応するよう必要な取組が示されました。

2つ目、学校等のいじめにおける基本的姿勢が追記されました。ここでは、詳細な事実関係の確認、再発防止策の検討等の視点が重要であることや学校だけでは対応しきれない場合は警察への援助を求め、連携することが示されます。

3つ目、児童生徒、保護者からの申し立てがあった際の学校の対応について追記されました。ここでは、学校の対応として早期に支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することが示されました。

4つ目、第三者が調査すべきケースが具体化され、第三者と言える者が例示されました。ここでは、調査組織の中立性、公平性を確保する必要性が高いケースを具体化し、第三者の考え方が整備されました。

5つ目、加害児童生徒を含む児童生徒等への事前説明の手順、説明事項について詳細に説明されました。ここでは、調査の目的や進め方について、保護者と共通理解を図るために、事前説明の基準、その事項について詳細に示されました。

6つ目、重大事態調査で調査すべき調査項目が明確化されました。ここでは標準的な調査項目や報告書の記載内容が示され、調査する際の留意事項が示されました。

次に、6いじめの重大事態の調査についてご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。こちらは、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、チェックリストにおけるいじめ重大事態に対する平時からの学校における備えに関する点検項目であります。市内小中学校における平時の備えが万全となるよう実効あるチェックリストの活用が図られるよう、教育委員会として引き続き各学校へ指導、助言していきたいと考えております。

資料8ページをご覧ください。こちらには、学校の設置者における平時からの備えに関する点検項目がございます。特に太線で囲んだ部分には、弁護士等の専門家から助言を受けられるような法務相談体制の整備、市長部局、医療機関等と連携を深めること、重大事態が発生した場合の対応手順、調査主体組織に関する判断について記載されております。また、職能団体等との連携にあたっては、市長部局と連携しながら体制を構築すること、報酬等の予算確保に努めることなどが明記されています。このチェックリストや本市のいじめの発生状況をもとにしますと、本市においては、市長部局と教育委員会との連携のあり方や枠組みについて構築しなければならないとなっております。今後、いじめ存在対策を推進していくにあたりましては、市長部局との連携と協働が教育委員会として必要になってまいります。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、大きな5、6の説明を終わります。忌憚のないご意見を頂戴したいと思

ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

●遠藤市長

ありがとうございます。皆様方から何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひしたいと思ひます。

●委員

8ページに書いてあります法務相談体制の整備についてですけど、多分スクールロイヤーを入れるということだと思いますが、具体的な計画として、例えば、全部の学校に担当弁護士がってなかなか難しいので、何校に対して1人担当してもらおうとか、どここの学校まではカバーするとかっていう計画ってというのは具体的に今のところあるんでしょうか。

●事務局

具体的な計画とかですね、見通しというところまでは至っていないところなんですけど、スクールロイヤーさんの話を始めまして、市の顧問弁護士さんを視野に入れながら、これから進めていかなければならないというところまでは教育委員会の中で確認しているところであります。

●佐川教育長

今の委員のご質問に対しまして、非常に今、いじめ問題が起きます。保護者の利害関係っていいですか、これがもう複雑に絡み合ってきてまして、学校では対応が極めて難しくなってきました。そういった例が散見されるようになっております。県の方でもこのスクールロイヤーについては、少しずつ配置していこうというような動きがあるようですが、本当に将来的にはすぐに我々の対応について求めていけるようなふうに、このスクールロイヤーの考え方ってというのは極めて今後非常に重要になってきて、すぐに相談できるような体制をやっぱり目指していかないと学校、我々の対応が極めて難しい状況がもう目の前まできているし、起きているかもしれない。なので、今後ですね、やっぱり市長部局と連携をとりながらですね、ぜひ今後ですね、進めていかなければならないんだなと思ひます。

●委員

もう導入されている地区ももしかしたら全国にはあるかもしれませんので、そこでの事例なんかちょっとお調べいただければなと思うんですけども。おそらく私がちょっと個人的に学校側で自分でも若い保護者さんなんかちょっとこう見ていると、昔よりも割と学校に対する要求ってというのは、大きくはなっているような印象があります。我々の頃だと子どもがお世話になっている学校なので、こちらも協力

しよう、こんなことは言ったら失礼だよねっていうようなことはあまり関係なくて、自分たちのこれはやってもらおう、もらうべきでしょう、あなたたちお金もらっているんだからこのぐらい当然でしょうというか、そういう非常に保護者の方の要求も昔よりは少し強くなっているのかなという印象を個人的に持っていました。やはり、法律的にすぐ弁護士を呼ぶとかじゃなくて、担当の弁護士がいるっていう形になれば、保護者の要求に対してもちょっと抑止力といたら変ですけども、学校側にちょっと理不尽なことを言うてくる方に対する防止策にもなるのかなとちょっと思っています。やはり、今の段階だと先生が直接対峙するしかないので、保護者が押し切れてしまう面があると思うんですけども、先生方の方でいやこれ以上だったら弁護士入れて相談しますってなると、おそらくほとんどそのような保護者さんって引かれると思うんですね。もう、だとそこまではってなると思うんで、抑止力にもなると思うんですけども、他の導入している地域なんかでそういう効果があるのかなっていうのは、ぜひ調べていただければなと思います。

●佐川教育長

今のあれですね、昨年の12月24日なんですけど、それこそ塩川中学校で実際の本当の弁護士さんと呼ばれた研修会を学校でやられます。私の方でもそれを聞かせていただいたんですが、そういうふうな時代になってきているんだろうなと思います。あるところでは、校長先生は訴訟費用を受ける、いつ裁判なってもいいようにそういう保険に入っている地区はあるそうです。法律の専門家の方と、やっぱり今、委員がご指摘のように、そういった面を強めていく必要はあるんだろうなと思います。

●佐川教育長

今まで喜多方市としては重大事案になったっていう事例はあったんでしょう。

●事務局

これまで重大事案として取り扱った案件はございません。

●遠藤市長

学校設置者における平時からの備えということでチェックリストがありますが、これは常に現場の中ではできていることですか。

●事務局

昨年度、改定になった段階で県から送られてきましたので、学校に送付してございます。

●遠藤市長

まさに総合教育会議も役割が明確に出ているわけですからね。地域と様々な機関団体一体となって、未来を創る子どもたちを守るというか、そういうことにならないためですね。なかなか保護者の方々の状況が我々の時代と変わらして、我々の時代はね、学校で叱られたのって、あんたが悪いんだらうってなるんですけど、そういう時代ではもちろんありませんけれども、あとスマホとか様々な情報媒体が常に入ってくるという状況の中で、私自分はどうすればいいのかという子どもはやっぱり出てくるんじゃないかな。そういうものの前例がない中で、行政と教育委員会あるいは現場でどういうふうに連携していくか。まさにこのチェックリストじゃないかなと思いますけど。そういう意味で、法改正の中でお示しになりましたような中で対応するというようなことでよろしいでしょうか。

●佐川教育長

確認ですが、重大事案だっということ認定したらどこが窓口になるのか。

●事務局

喜多方市いじめ防止基本方針によりますと、まず重大事態への対応ということで、重大事態が発生した場合、学校だけで対応が困難な場合については、いじめ問題対策委員会に教育委員会が諮問しとなっております。そのあと重大ないじめの発生により、いじめ問題調査委員会、市長が設置する第三者委員会を設置して行うということのようです。ただその市長部局の担当部局ということではまだ明確にはなってはいませんが、そのような形になっております。

●佐川教育長

その場合の他の地域ではどこにやっという先行事例などをもとにこの場である程度確認できないかなというふうには思うんですが。

●事務局

教育委員会から市長に報告するところの窓口としまして、他市におきましては、市長部局が間に入って対応しているところが多いようです。その中ですと、総務部総務課で対応しているところが多いようです。

●遠藤市長

市長部局としてはいかがでしょう。

●事務局

弁護士関係も含めて一応弁護士については総務課の方で年間を通じて依頼してい

るということもありますので、法的なものであれば、やはり総務部局の方が対応しやすいというふうに思います。ただ、この総合教育会議の事務局については企画の方で持っていますので、企画と総務で何らかの関わりを持ちながら、連携を図りながら対応していくという形にはなるかと思えます。

●遠藤市長

いつ起こるかかわからない。起こらないのが1番ですけどもこういう状況ですから、平時からの備えが必要でないかと思えますので、ひとつよろしくお願ひしたい。

●事務局

体制がとれないうちに起こってしまうというのが一番今、難しくなってしまうのかなと思えますので、まずは体制、窓口、今、申しあげました通り教育委員会と市長部局がしっかりと連携してやることが大事なところと、先ほど企画調整課長からも申しあげましたけども、弁護士関係であればやっぱり弁護士さんに入っていたかかないと対応できないということもあると思えますので、総務課を交えながら、企画がこの総合教育会議の窓口でありますので、企画も関わってくるしかないのかなというのがありますので、その辺は連携しながらしっかりと対応をとるようにしていきたいというふうに考えております。

●事務局

遠藤部長がおっしゃる通り、事案が発生すると同時にみんなが動けるような体制は、今後、早い段階で新年度に入り、早々には整理して対応してまいりたいと思えます。

●遠藤市長

早めの対応、有事においてそういう組織を作っておく必要があると思えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

●佐川教育長

今回の総合教育会議で、その辺の連携のあれが、今、いじめがですね、本当に複雑化多様化してきているように思われます。やっぱり我々も旧態依然とした体制では対応できないだろうなというふうに思えますので、やっぱり今までの我々が組織をさらにやっぱりもう1回見直して、そして連携するところは連携して、今まで何か不透明なところをやっぱりもう1回再確認して、強めていくということを確認しただけでも、今回の会議の意義というのは非常に大きなものがあるんじゃないかなというふうに思えます。

●遠藤市長

同様ですけれども、平時からやっておくということで、事案が発生しなくてもですね、平時の組織体制を。事案が起きたっていう想定して、そういう教育委員会と市長部局で連携して、さらには警察も含めての話です、1回やっぱり、言葉が適切かどうか分からないですが、訓練とかですね、そういうのを災害の場合はやっていますので、そういったことが、実際にあった場合には、ない方がいいんですけど、実際にあった際にそういうふうにしておけば、意外とある意味では重大発生しないまでも収まっていく可能性もあるんじゃないかなと思います。

●委員

そうならないようにする教育が必要だと思います。

●事務局

そこを目指していきたいと思いますが、こちらでありますような、万が一の備えも大事だと思いますので、同時に教育の部分と準備の部分とを進めていきたいと思えます。

●遠藤市長

それでは、喜多方市いじめ防止基本方針についてはよろしいですかね。あと、チェックリストもよろしいですね。

それでは、最後の議題に入ります。個別のいじめ案件について、説明をお願いします。

●事務局

それではここからは配布資料はございません。画面をご覧くださいと思います。本市の小学校及び中学校で起きました個別具体的ないじめの事例についてご報告申し上げます。小学校で1件、中学校で1件ご報告させていただきます。

はじめに、小学校の事案でございます。市内の小学校に在籍する男の子が受けたいじめ案件でございます。当該学年、その学年以前より、複数のお子さんから意地悪されたり、からかわれたりということがございました。また、持っているもの、所有物などを踏まれるなどの行為を受けたとの事実も確認されているところでございます。前年度の3学期から欠席が増えまして、その学年の1学期に市外の小学校に転学、いわゆる転校をしてしまったという事案がございました。

どのようなことをお子さんがおっしゃっていたかということ、転んだときに笑われた、授業中に問題を間違えて答えたならば、間違えてしまったときに馬鹿にされた、首を絞められたこともあったということ、保護者から連絡をいただいた。羽交い締めにされた。有名な大学の名前なんですけど、どこどこ大学に行きたいんだなんていう

話をしましたら、友達から無理じゃないかと言われた。所有物を取られたり、踏まれたという案件でございました。相手が複数でございまして、そこで口論ということになりまして、その子は泣いて家に帰ったということもございました。本人が、その子が、わざとぶつかられたと感じることが多かったようでございます。

学校の対応としましては、3学期から令和5年度ですね、断続的に欠席がありましたので、オンラインでの授業を展開したり、プリントを配布、その日やった、使ったプリントなどを届けたり、ドリルなどの学習で支援をしてきたということでございます。また、本人と学校との繋がりというのを切らないように、定期、不定期間問わず、家庭訪問を通して、本人との繋がりを確保してきたということでございます。また、お子さんが休んでいる間ですが、いつでも登校できるような雰囲気づくり、安心して登校できるような学級や学年の体制づくりをしてきたということでした。また、保護者の方から転校を考えているということで、ご意見も頂戴していたところだったので、市教としまして、市内の小学校2校を見学や体験入学なども対応させていただいたところでもございました。また、学校では、その子が来やすいようにするために、進級時に学級編成をするわけなんですけれども、いわゆるクラス替えをするわけなんですけど、配慮した学級編成と担任の配置をしたという配慮をしております。また、年度明けも欠席がありましたので、欠席した日については、他の子が帰った後に担任と個別に学校で学習会を実施しております。みんな帰った後ですと保護者に連れられて学校に入ることができるお子さんでしたので、学習会を実施していた経緯がございまして。また、保護者会を開きまして、案件について協議、学校の対応についても説明責任を果たしていたという事実もございまして。また、PTAが実施者となりまして、いじめに関するアンケートを実施したというような経緯もございました。

次に、中学校の案件でございまして。先ほどから話ありますようにSNSでのやりとりによるいじめ案件でございまして。

市内中学校に在籍する女子生徒が受けたSNS上での誹謗中傷ということでございまして。本件が起きた後も断続的にこの女子生徒さんは欠席が続いている状態でございます。登校できたときには、別室で学習をしております。

具体的な内容なんですけど、誹謗中傷メッセージをLINEメールで受け取ったというところでもございまして。どのような文言かといいますと、こちらにある表記の通りでございます。無視しないでよ、逃げているのかとかですね、死にたいなら死ねばなんていうような、ちょっとこう、大分乱暴な言葉が送られてきたということでございまして。保護者からの要望としましては、穏やかに過ごしてほしいって思いが強いようでもできるだけ事を大きくしないで加害生徒それぞれに話をする、指導してほしいんだ、それで収まってくれればいいんだっていうことをお話していただきました。そして、このようなことがないように解決してほしいと訴えておられました。

それを受けまして、学校対応としましては、SNSに関する事案については、やはり家でですね、先ほどからありますように、家で学校外で起きていることもあり、警

察に相談するケースが多いですっていうことを保護者さんにお伝えしたところ、お家の人としましては、やっぱり警察という言葉を知るとかなり案件として大きくなるということに不安に思われるようで、そこまではというところだったんですが、やはり、ことが事ですので、警察へ相談という経過がございました。

警察の対応でございます。警察では、被害生徒から事情聴取したうえで、これはいじめですよっていうことで認知をした。加害生徒は補導対象ですよということで警察としては見解を示したところでした。次に、加害生徒からの事情聴取も行いました。それぞれの生徒に対し、厳重注意。加害生徒の保護者から被害生徒からも悪口を言われたと聞き取りの中で申し出があり、お互い様でしょっていうところで保護者からは話があったというところでした。

その後、学校の対応としましては、継続的な観察を続けているという状況です。関係保護者や機関と継続的な連携を続けているというところでございます。

簡単でございますが、今、実際に過去にですね、そして今も引き続けている部分がありますが、2つの案件についてご報告をさせていただきました。

●遠藤市長

ありがとうございます。小中学校における事例があったということで、これについて、ご意見等ありましたらお願いします。

●委員

警察の方に学校に来ていただいて講和をいただくとかそういう状況とかは今やっているんですか。

●事務局

状況として学校さんの方で警察署であったり、生活安全課ですね、その職員を派遣してもらって子どもたちに講和してもらおう事例などはあるところではございます。

●委員

そういったことで、こういう内容が補導対象だよって言うのは言っただけのとよいのではないか。

●事務局

市として起きている事例なども警察と共有しているところなので、話していただきたいポイントであったり、こちらからオーダーをかけることは可能だと思いますので、警察とも共有しながら協力依頼していきたいと思っております。

●委員

今言われたみたいに生徒さんもやっぱり、警察って言われると加害と言われている生徒さんもそんな大事だと思ってなく、何気なく言っていることの積み重ねが被害を受けていると言われた生徒が積み重なって大変なダメージになる。今言われたことが大事かなって思いますし、それを生徒さんだけじゃなくて、保護者さんにもそういうお話をしていただきたいなというふうに思います。それと、先ほどからのお話を通してになるんですけども、いじめ、不登校の生徒さんの対応が大変重要なことはわかるんですけども、対応にあたる先生方のケアというものが、他のところを見ましても、全体的な流れとして、学校に來れなくなった先生と言いますか、心を病んでしまう先生も多いというふうに認識しておりますので、そういうことも含めて、それに追われてしまうと時間的にも労力的にも大変な関わりになってしまうと思うので、他の生徒さんへの本来の授業体制も難しくなってくると思いますし、他の生徒さんの何か問題にも看過してしまうかもしれませんし、その生徒さん、問題が起こった生徒さんだけでなく、やはり先生方、他の生徒さんということも含めて考えていくべきだと、システムの強化作りをしていただきたいと思います。

●事務局

前に進んでいきたいと思います。

●委員

そのことでちょっと、経緯のところでは私ちょっといまいまいちわからないところがありまして、最初に学校の方でSNSに関しての事案に関しては警察の方に相談した方がいいと伝えて、保護者の方でそこまではしてほしくないと言って、その後、警察に相談することになった経緯みたいなもの。最初、そこまではしなくていいっていうようなことだったんですけども、結局は相談してしまったということによろしいですか。

●事務局

やりとりの中で、その事の重大さですね。大きくしたくないっていうのが一番の思いだったんですけども、その後の事も考えて、きちんとしたほうがいいんじゃないかとお考えが変わったんじゃないかなと認識しているところです。

●委員

あと、それに関連して最後のページ。少し気になったのは、各生徒に対しても実際に補導対象になるということで、厳重注意ということなんですけども、加害生徒の保護者の方から被害生徒からも悪口を言われているとの申し出があったということなんですけども、おそらく最近の保護者の方はこういう方がおそらく昔よりも多い

と思うんです。私がもし自分の子どもがやっていたら、まずやったことは事実なんで、当然、自分にどんな言い分があってもまず、それをやってしまったので責任あるんだからお前も謝罪して、警察にも話さないといけないよって言うと思うんです。この文面を見るとどうも加害生徒の保護者もうちは加害者ばかりじゃなくて被害者でもあるよって言いたいように感じてしまうんですけども。やはりこの辺りを見ると、法律の専門家に入ってもらいのもちょっと必要かなというふうに感じております。保護者さんによっては、非常に言い方が強い方もいらっしゃって、いつの間にか自分の子どもが加害者なのに、被害者だと混乱して、うちの子どもが被害者だってふうになってしまって、クレームみたいな方もいらっしゃる。法律家の方に入ってもらいことも、もちろん警察もそうなんですけど、今後は必要なのかなというふうに思います。

●事務局

委員のおっしゃる通りでございまして、多く見られる状況としまして、子どもをどうしなくちゃいけないよねっていう、大人の話し合いっていうのはなかなかできない状況がございまして。感情のぶつかり合いになってしまうんですね。謝れ、謝ってほしい、いや、事実確認しなきゃ謝れない、やってない、でも、うちがやったかもしないけどそっちから言われたからこっちもやっちゃったんだということで、最終的に感情のぶつかり合いになってしまうので、今おっしゃるような、落ち着いて法的に、公平公正に見れる方、ご助言いただける方の必要性は感じているところでございまして。

●遠藤市長

よろしいですか。個別のいじめの事例ということで紹介ありました。

それでは本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。進行を交代します。

●事務局

ありがとうございます。それでは、4 その他となります。皆様から、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

●事務局

1点ご報告がございまして。去年12月に本市教育委員会に対しまして、いじめ動向事案への対応ということでご依頼をお受けいたしました。即日、受理させていただきました。他市町村、また、県、県外にも渡りまして、いろいろと事例を調べさせていただいたんですが、少ない案件でございまして、県内で見ると、我々が調べた中で、戦後初ぐらいの出来事のご様子でございました。その分ですね、ちょっと丁寧に対応していかなければならないなっていうことを判断させていただきました。その結果、ちよっ

と対応に時間かけながらなんですが、進めさせていただいている途中でございます。ご報告をさせていただきます。以上でございます。

●事務局

ただいまご報告ございました。これについて何かございますでしょうか。そういった現状報告ということでご理解いただきたいと思います。

それでは、なければ、以上で令和6年度第1回喜多方市総合教育会議を閉じさせていただきます。ご協議ありがとうございました。

以上